

新宿区教育委員会会議録

令和 7 年第 1 0 回定例会

令 和 7 年 1 0 月 3 日

新宿区教育委員会

令和7年第10回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和7年10月3日（金）

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時33分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	年 綱 和 代
委 員	鴨 川 明 子	委 員	的 場 美 規 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
教 育 調 整 課 長	徳 永 創	教 育 指 導 課 長	坂 元 竜 二
主 任 指 導 主 事	北 中 啓 勝	統 括 指 導 主 事	池 田 知
教 育 支 援 課 長	菊 地 ゆ み	統 括 指 導 主 事	辻 慎 二
学 校 運 営 課 長	高 橋 和 孝		

書記

教 育 調 整 課 主 査	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	---------	---------------	---------

議事日程

議 案

日程第1 第53号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

報 告

- 1 令和7年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 新宿区立小・中・特別支援学校における夏季休業期間の延長について（教育指導課長）
- 3 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和7年新宿区教育委員会第10回定例会を開会いたします。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、的場委員にお願いいたします。

○的場委員 承知しました。

○教育長 それでは、まず初めに教育長職務代理者の指名について、御報告がございます。

教育長職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、委員の中から指名する必要があります。現在は、古笛委員を教育長職務代理者として指名しておりますが、10月16日をもちましてその期間が終了となります。そのため、新たに令和7年10月17日から令和8年10月16日まで、教育長職務代理者として鴨川委員を指名したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

◎ 第53号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

◆ 報告2 新宿区立小・中・特別支援学校における夏季休業期間の延長について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第53号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本日の進行につきましては、日程第1 第53号議案と、議案に関連する報告2について説明を受け、審議を行います。

なお、この後の説明及び答弁については着座にてお願いいたします。

それでは、第53号議案及び報告2の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第53号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、夏季休業日の期間の延長に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容について御説明いたします。

これまで、7月21日から8月25日までとしておりました夏季休業日の期間につきまして、

8月31日まで延長することに伴い、第1学期の終期、第2学期の始期、夏季休業日等を改めるものでございます。

それでは、第53号議案を御覧いただきまして、2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がでございます。第3条を御覧ください。

第1学期、第2学期について、それぞれ終期と始期を改めるものでございます。

第3条の2を御覧ください。

夏季休業日を定める規定ですが、同様に改めるものでございます。

次に、第25条を御覧ください。

幼稚園への準用規定でございます。

小中学校と異なり、幼稚園は8月31日までを夏季休業日としておりましたため、8月24日までを夏季休業日とする小中学校の規定を準用するに際しまして、これを8月24日までとの点を31日までとする旨の規定を置いておりました。今般、小中学校も8月31日までとなりましたことから、この規定を削除するものでございます。

新旧対照表の最後のページを御覧いただきたく存じます。

附則でございます。

この規則は、令和8年4月1日から施行いたします。

ここで、この議案に関連いたします報告の2番について、教育指導課長から説明をいたします。

○教育指導課長 それでは、お手元の報告2を御覧ください。

私からは、新宿区立小・中・特別支援学校における夏季休業期間の延長について御報告いたします。

本件は、令和8年度より夏季休業期間を5日間延長するものです。

項番1を御覧ください。

令和8年度からの夏季休業期間、7月21日から8月31日まで。今年度、令和7年度までは、7月21日から8月24日までの35日間となっております。

項番2、夏季休業期間延長期間に伴うメリット。

(1) 体験活動や学校外での学びの機会の確保。

多くの地域スポーツクラブや塾などは、近隣の自治体に合わせて8月31日まで夏季休業期間に合わせた活動時程や夏季講習を組んでいる場合があり、それら学校外の活動への参加機会を保障するとともに、地域行事などへの参加を促し、体験活動の充実を図る。

(2) 家庭での余暇活動や外国籍児童・生徒への対応。

これまでも、8月25日からの1週間に家庭の旅行や外国籍の児童の帰国等に伴い、学校を欠席する子どもたちが一定数存在しておりました。本区においては、直近10年間で外国籍児童・生徒が小学校で35%、中学校で41%増加しており、それら外国籍児童・生徒にとって母国に帰ることは、精神面の安定につながる重要な期間と考えるためでございます。

(3) 教員の質の向上です。

教職員研修センター等が実施する研修には、こちらも8月25日以降の研修もあり、それらの研修に教員が参加しやすい環境をつくることで、教員一人一人の資質・能力の向上を図る。

(4) 教員の授業等の準備期間の確保及び休暇取得の促進です。

2学期の始業に向けて、行事や授業の準備時間を確保するとともに、勤務時間を工夫するなど柔軟な休暇の取得を促すことで、教員の心身のリフレッシュを図り、教育の質を高める。

項番3、夏季休業期間延長に伴う懸念への対応。

(1) 登校日数が減ることによる、総授業時数の確保でございます。

小学校4年生から中学校3年生までの標準授業時数である1,015時間を現状の週29時間単位で換算すると、年間35週必要になり、これを日数で計算すると、年間175日となります。本区における今年度の現在の授業日数の標準は206日となっており、たとえ5日減少したとしても201日となるため、十分な授業時数は確保できると考えております。

(2) 子どもの居場所確保や、経済的負担への不安。

居場所づくりや光熱費の負担などについては、教室など学校の施設を学習室として開放するとともに、子ども家庭部等とも連携して、学童や放課後子どもひろば、児童館などを利用することで対応するというふうに考えております。

裏面、御覧ください。

項番4、各校で実施していくこと。

(1) 増加する不登校児童・生徒への対応。

不登校児童・生徒の中には、夏休みの宿題が終わらないことをきっかけに、2学期から登校しづらくなることも少なくありません。そこで、延長した5日間を「対応強化週間」と位置づけ、希望者に対して自習室の開放や宿題等の学習をサポートするなど、2学期のスムーズなスタートへとつなげる。

(2) 新学期に向けて、学校生活等に心配な児童・生徒に対する個別の対応。

こちらは希望者及び学校が必要と判断した児童・生徒に対して、5日間を利用した個別面

談などを実施し、学校生活に対する不安や心配事に寄り添った対応を行い、不安の解消や個別の課題への細やかな対応を行うといったものでございます。

下、参考１と２については、近隣自治体の状況と中央教育審議会の提言を参考に記載しております。

以上、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、議案の１ページ目を御覧ください。

第53号議案の提案理由でございます。

夏季休業日の期間の延長に伴い、所要の改正を行うためでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第53号議案及び報告２について御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○的場委員 御説明ありがとうございます。私から質問なのですが、そもそも夏季休業期間が短縮になった理由を教えてください。

○教育指導課長 本区については、今から20年前の平成18年度より短縮になりました。平成20年の学習指導要領改訂が、ゆとり教育からの転換などと言われ、学習内容を充実させるために授業時数の増加が行われました。具体的に言うと、小学校では１年生から６年生までの総時間数が278時間増加しております。中学校では１年生から３年生合わせると105時間増加しております。

その授業時数や日数等を確保する必要があるため、夏休み５日間を短縮する判断があったものでございます。

○的場委員 ありがとうございます。

○鴨川委員 夏季休業期間延長による教員のメリットにつきまして、研修への参加時間の確保について教えてください。

○教育指導課長 毎年８月末に、文部科学省、それから東京都、また民間が主催する研修が開催されることもあり、先生方の授業改善でしたり、専門性や授業力を高めるための研修の機会が必要だと考えております。そして、研修を計画的に参加できる幅が広がると考えております。こういうことも踏まえ、メリットがあると考えております。

○鴨川委員 ありがとうございました。

○古笛委員 私からも御質問させてください。

現在の夏季休業期間における８月最終週の児童や生徒の欠席状況について教えていただけ

たらと思います。

○教育指導課長 近年の状況を見ますと、家族旅行や外国籍の児童・生徒の一時帰国・帰省、学校外でのスポーツ活動や学習塾の夏季講習など、一定数の欠席状況がある実態がございます。経年変化から見たら、毎年約6%程度の欠席の状況がございます。

○古笛委員 ありがとうございます。

○年綱委員 フォローアップ期間ですが、学校が実施してくださるということで、宿題のサポートなど様々な対応があることは分かったのですが、どなたが対応してくださるのでしょうか。

○教育指導課長 基本的には、教員が対応することになります。ただ、全教員が参加したり、学年だけで対応したりすることではありません。学校全体として、限られた少人数での対応とすることで、学校や先生方には大きな負担にはならないと考えております。

○年綱委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ほかにいかがですか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第53号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第53号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了します。

◆ 報告1 令和7年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、報告の1になります。お手元の令和7年第3回新宿区議会定例会における代表質問等の答弁要旨を御覧いただければと思います。

去る9月24日・25日に開催されたものでございます。

まず、I新宿未来の会でございます。

1、教育について。

教育委員会として令和6年度決算をどのように総括し、行財政改革の取組を伺うという質問です。

答弁になります。

教育費の令和6年度決算額は、前年度決算額と比較し、40.0%の増となった。

限られた財源の中にあっても、様々な教育課題に的確に対応するためには、効果的・効率的な行財政運営が必要だと認識しているため、区長部局と連携した業務改善を継続的に進めるとともに、必要な教育施策を実施し、子どもたちの学びと育ちを支えていけるよう努めていくと答えてございます。

(2)にまいりまして、学校施設に関する公共施設マネジメントなど、構造的な課題に対してどのような対応をお考えかというものです。

今後、建て替え等の大規模改修を検討していく必要があると認識している。また、その検討においては、公共施設の複合化を目指す施設利用や地域ニーズの反映、また、建て替えに伴う仮校舎の確保など様々な観点や課題の整理が必要であり、多様な教育ニーズへの対応も求められることから、財政面を含め、多角的に検討を進めていくと答えてございます。

(3)になります。教育DXに関する投資に関して、目標設定と費用対効果、また教育成果の向上に資する検証の仕組みは機能しているのかというお尋ねでございます。

答弁になります。

各学校で策定しているICT活用推進計画は、教科指導におけるICT活用・情報教育・校内の情報化の推進対策の3つの観点で1年間の重点目標を設定し、年度末に達成状況を振り返っている。

教育成果の向上に資する検証の仕組みについては、毎年度行う学校評価のアンケートでICT活用に関する指標を設け、各校はその結果の推移を把握し翌年度の教育課程に反映させることで、子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びにつなげていると答えてございます。

(4)になります。行財政改革など、区長部局との連携状況と次年度予算での対応方針を伺うという質問です。

答弁になりますが、公民連携の推進による行財政改革など、教育の質を確保する視点のもと、区長部局と連携している。

令和8年度については、学校内ネットワーク環境の計画的な再整備、またより安定した学校内の通信環境の実現のため、学校内のLANケーブルの更新工事を実施し、児童・生徒の

I C T環境の充実を図っていくと答えてございます。

(5) になります。今後の中央図書館の在り方や区内図書館の再編についてどのような方向性かという質問です。

答弁です。中央図書館や区内図書館の再編については、検討すべき課題であると認識している。現時点では、新中央図書館については、社会経済状況等を見据え、建設に向けて検討していくこと、地域図書館については、大規模な改修や建て替えの際に、地域社会の知識基盤としての行政需要やI Tの進展を踏まえて、地域図書館の在り方及び施設総量の検討を行うこととしていると答えてございます。

(6) にまいりまして、電子書籍貸出サービスのコストであるとかの分析をしているのか。また、現時点での評価を伺うという質問です。

答弁では、それぞれの分析のコスト、数量等をお答えし、現時点では区民の利便性向上に成果があったものと認識していると答えてございます。

(7) 電子書籍の選書方針についての民間との差別化、また、費用削減とサービス高度化をどのように両立していくのかという質問です。

答弁になります。

電子書籍については、学習用資料や絵本を中心に、趣味・実用書、視覚障害者の方も楽しめるオーディオブック等、民間との差別化を考慮した選書をしていると答えています。

電子書籍の資料については、資料を購読する権利を購入しており、新宿区立図書館の所蔵となるものではないため、区として重要と考えられる資料については、従来の手法で所蔵することに努めていく。

公共図書館向けの電子書籍の平均単価は、紙の書籍に比べ約2倍になっているため、電子書籍貸出サービスの費用削減は困難であると考えていると答えてございます。

IIにまいりまして、立憲民主党・無所属クラブの代表質問です。

1、生成A Iの活用についてです。

どのように生成A Iを取り入れ、どのような分野での活用を考えているか。また、どのような点に注意が必要かという質問です。

答弁です。

学校現場での生成A Iの適切な活用については、生成A Iの仕組みや特徴を理解し、その利便性や懸念点を知っておくこと、個人情報の取扱いや著作権への配慮などA Iリテラシーを身につけることが大切であるとする。引き続き、教員及び児童・生徒の実態に応じた生

成A I を活用する力を育成していくと答えてございます。

Ⅲ、日本維新の会・新宿区議団の一般質問です。

共同親権についてです。

学校現場での共同親権に対する対応や支援について伺うという質問です。

答弁になりますけれども、共同親権開始後も、子どもの利益を最優先にした上で、各家庭の個別の事情や状況に応じて、丁寧に寄り添った対応を継続すると答えてございます。

V、自民・参政クラブの代表質問です。

1、選択的共同親権のスタートについてという質問です。

(1) 親権の行使について、親権者の把握方法と意思確認について伺うという質問です。

答弁です。

教育委員会は、親権や監護権に関する情報を知る立場になく、現在は同居している親に親権や監護権があるものと捉えて対応している。具体的な手続では、申請者の住所登録情報等を確認し手続を行っているが、必要に応じて学校等に児童・生徒の状況を確認するなど、適切に対応していると答えてございます。

(2) 別居している親から、学校行事の参加や情報共有を求められた場合の現在の対応及び共同親権開始後の対応の変更予定について伺うという質問です。

答弁になります。

各区立学校では、現在、保護者の親権の有無を知る立場になく、家庭連絡票の保護者欄に記載のある方を保護者として把握している。

家庭連絡票に記載のない別居している親から、学校行事への参加や情報共有について連絡があった際には、保護者欄に記載のある保護者に確認し、個別の事情や状況に応じて、子どもの意見や気持ちに耳を傾けるとともに、必要に応じて弁護士等に相談するなど、適切に対応していると答えてございます。

Ⅵ、新宿区議団公明党になります。

代表質問1、未来を志向する政策の推進についてです。

(1) 新宿区版サイエンス・パートナーシップ・プログラムの実施状況及び今後の取組について伺うという質問です。

答弁です。新宿区版サイエンス・パートナーシップ・プログラムでは、早稲田大学や研究機関から講師、実験助手を招き、先端科学技術を踏まえた特別授業を中学校2年生を対象に、全中学校で実施している。

令和7年度についても、2学期以降全中学校で実施予定であり、引き続き大学等と連携し、理科学習の面白さを体験させ、生徒の興味・関心を高めることができるよう、理科教育充実の取組を継続していくと答えてございます。

(2) は、専門家と連携した授業の重要性について伺うという質問です。

答弁です。

専門家と連携した授業は、様々な団体や企業の体験型プログラムがあり、区立学校でも実施されている。専門家と連携した授業は、児童・生徒の関心を高め、教育内容の充実につなげることができるかと捉えており、教育委員会としては、今後も各校が専門家と連携した授業を積極的に取り組むことができるよう支援していくと答えてございます。

2、不登校児童・生徒の支援についてです。

(1) 不登校児童・生徒の現状と推移、チャレンジクラスの取組と現状、校内教育支援センター支援員について進捗状況を伺うという質問です。

答弁です。

小学校では7年連続の増加となったが、中学校では10年ぶりに不登校者数が減少となった。

今年度4月から開級したチャレンジクラスは、2学期に1名転入があり、7名となった。

生徒一人一人がゆとりある生活時程のもと、学習や人間関係の構築に取り組んでいる。

校内教育支援センター支援員の配置について、現在までに9校の配置が決定しており、残り1校についても、配置に向けた手続を進めていると答えてございます。

(2) になります。イベントの状況と評価、今後の展望を伺うという質問です。

イベントについては、保護者及び児童・生徒合わせて40名が参加した。

座談会等、初めての取組であったが、参加した保護者の方からは「内容が保護者や子どもに寄り添ったものであった」などの感想をいただき、有意義な機会を提供できたと認識している。

今後は、イベントの取組内容を振り返り、実施時期や方法などを検討し、継続した取組ができるようにしていくと答えてございます。

今後の不登校支援に対する展望については、児童・生徒の社会的自立に向けた支援や保護者の方に寄り添ったきめ細かな対応を引き続き充実させていくと答えてございます。

一般質問。時光議員になります。

1、誰もが安心して生活できる環境づくりについてです。

(1) 私立幼稚園に対して、宿舍借り上げ事業を新設するための研究をお願いしたいとい

う質問です。

引き続き特別区長会及び特別区教育長会を通じて、国や都に対して補助対象の拡大を強く要望していくと答えてございます。

(2) 児童・生徒の電子図書サービスの活用について、児童・生徒の声と期待される効果及び今後の活用方針を伺うという質問です。

児童・生徒の感想には、「貸出中で借りられないことがないのが良い」などがあった。

授業においても、調べ学習だけでなく、同時に同じ本を読んで感想や意見を共有する活動の場が多く設定され、共感性の向上にもつながった。

今後も、電子図書サービスと紙の本、それぞれの利点を十分生かすことができるよう、モデル校での活用事例を収集し、子どもたちの読書活動の支援に取り組んでいくと答えてございます。

(3) になります。区立学校への給水スタンド設置について、設置状況と利用状況を伺うという質問です。

答弁です。

令和7年5月、全ての区立小・中学校、特別支援学校に、計119台の給水スタンドを設置した。

利用状況については、マイボトルの持参率が5月から7月の変化で5.6ポイントの向上を確認できたと答えてございます。

VII、日本共産党新宿区議会議員団の代表質問です。

1、多文化共生についてです。

多国籍の児童・生徒への配慮と差別を生まない人権教育がどのように行われているのか。また、差別的な言動に対する指導や通知を発出すべきと考えるが、所見を伺うという質問です。

答弁です。

区立学校においては、日頃から偏見や差別に基づく冷やかしさやからかいによって、いじめが生じないよう指導を重ねている。

教育委員会で独自に声明や通知を出す考えはないが、今後も国や都の資料を踏まえながら、研修等の充実を進めていくと答えてございます。

2、猛暑から命を守る対策についてです。

学校へのミスト設備の設置について、さらに増やしたらどうかという質問です。

答弁は、暑さ対策として、ミスト対策等々様々な工夫を凝らして取組を行ってきた。引き続き、学校現場の意見を聞きながら、区立学校の暑さ対策を進めていくと答えてございます。

川村議員からの一般質問になります。

1、朝の児童の居場所の確保と、こども誰でも通園制度についてです。

(1) 朝の子どもの居場所に関する実態調査の進捗状況と、全校に向けての課題の検討、朝食の支援も検討すべきと考えるが、所見を伺うという質問です。

答弁です。

昨年度末に調査を取りまとめた。曜日によって異なるが、29校中26校が登校時間の前から開門をし、児童を受け入れており、各学校の判断により一定の対応は図られていると考えている。

今後も、子ども家庭部と連携しながら引き続き研究していくと答えてございます。

子どもの朝食欠食の調査については、改めて調査を実施する考えはない。また、朝食の支援を実施することは考えていないとお答えをしております。

(2) 区立幼稚園での「新宿区乳児等通園支援事業」の実施を提案するが、所見を伺うという質問です。

現時点では、区立幼稚園で同事業を実施する予定はないと答えてございます。

(3) 私立幼稚園における3才以上の給食費を無償化すること、また、区立幼稚園における給食の実施について検討に入るべきという質問です。

私立幼稚園の給食費を無償とする考えはないが、子ども・子育て支援新制度に移行した園では、低所得世帯または多子世帯について、国の施設型給付費において副食費を免除している。

小学校の給食設備を活用しながら、継続的に安全に給食を実施することは難しいと認識しているとお答えをしております。

Ⅷ れいわ新選組 新宿の1、子ども達を性加害から守る、人権をベースにした包括的性教育の必要性についてです。

(1) 各学校でのバウンダリー教育の実施状況を含め、見解を伺うという質問です。

答弁です。

自分と他者を区別する境界線、いわゆる「バウンダリー」については、幼児・児童・生徒が自分と他者とを大切にし、安心して自分らしくいられる人間関係を構築するために大切なものであると認識していると答えてございます。

(2) 西新宿中学校では、避妊法や母体保護法等々の対処の授業で教える取組が進んでいる。授業の中での母体保護法や性情報の対処の取扱いについて御教示ください。また、取組の成果と今後の計画という質問です。

答弁です。

授業では、産婦人科医と連携し、自分や大切なパートナーを守ったり、自分らしく生きる視点などを前提に学習した上で、本来高等学校で取り扱う内容である避妊法や母体保護法、人工中絶等を学んだ。また、性情報への対処については、危険性を理解し、正しい対処を行うことの重要性を学んだ。

性教育の実施については、今後も保健主任会などでテーマとして取り扱うなど各校への啓発を行い、東京都教育委員会作成の「性教育の手引」を参考に、各校で適切に性教育が行われるよう指導していくと答えてございます。

(3) 性暴力等に関して、課題が学校において理解徹底されているのかという質問です。

答弁です。

区立学校では、夏季休業日前に服務事故防止研修において、全教職員に児童・生徒性暴力対策動画教材の視聴及び事例研修を実施している。日頃から1対1にならないことはもとより、立場の違いから教員の言動に児童・生徒が断りにくい状況が発生することなど、性暴力防止に対する理解徹底を図っていると答えてございます。

(4) です。児童・生徒へのグルーミングに関する指導、また、私的なやり取りの制限の周知方法について伺うという質問です。

答弁になります。

区立学校では、長期休業前に児童・生徒向けの校長講話の実施や家庭向け便りを配布し、年間を通して定期的に複数回にわたってグルーミング等性暴力に関する指導を実施している。東京都教育委員会が作成したポスター「児童・生徒性暴力等防止の『3ない運動プラス』」を校内に掲示して普及啓発を行っている」と答えてございます。

(5) 性加害の負の連鎖における問題点と対処について伺うという質問です。

加害の負の連鎖は、弱い方へより声を上げられない方へと向かう。教育委員会では、実態把握や問題の早期発見に努めるとともに、学校や関係機関と連携して、児童・生徒を性暴力等の被害者にしないという決意で取組を進めていくという形でお答えをさせていただきます。

報告は以上になります。

○教育長 説明が終わりました。報告1について、御意見、御質問のある方は、お願いいたし

ます。

〔発言する者なし〕

○教育長 特にないようでございますので、討論及び質疑を終了いたします。

◆ 報告 3 その他

○教育長 報告の2については、先ほど終わっています。

次に、報告3、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 以上で、報告事項を終了します。

○教育長 最後に、このたび、星野委員が任期満了をお迎えになりますので、一言御挨拶をいただければと思います。

○星野委員 8年の任期が終わりまして、普通の医者に戻れる日が来ました。

8年前、教育委員になったときは、小児科医として学校保健を中心にいろいろお手伝いできればと思って就任したわけですが、実際にやってみると、それどころじゃなく、教育全体のお話に関与していかなければならないということで、大変苦労した面もあります。

私が教育委員をやっている間で一番問題になったのは、2019年のGIGAスクール構想でして、2008年に受けた研修会で、それまで神経や精神、心理など、あまり得意ではありませんでしたが、受講した講習会の中で、メディア接触は子どもに大変悪い影響を与えるんだよと話がありました。目は悪くなるし、力はなくなるし、あとは自閉症の症状も出るという講習も受けておりましたので、基本的にスクリーンタイムは短いほうがいいと言い続けています。そのなかで、GIGAスクール構想が始まってしまい、正直僕の頭の中とはまるで相反する考え方でしたので、困ったなと思いながらも、いろいろ教育委員としてできる限りの意見は述べてきたつもりです。

小児科医としては、メディア接触による子どもの体と心に与える問題は、いまだに存在していると考えておりますので、ICTを利用した教育が続く限り、有用性はもちろん心や体の健康に関するリスクがあるということも考えて、今後の運営をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長 星野委員、8年間本当にありがとうございました。（拍手）

これからも御指導いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 閉 会

○教育長 以上で、本日の教育委員会を閉会いたします。

午後 2時33分閉会